

1 子育て・介護・医療等

(1) 子育て

	提案	提案団体 (関係府省)	概要
1	<p>保育所等の児童福祉施設に係る「従うべき基準」等の見直し</p> <p>(児童福祉法・就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律) 【法律改正等】</p>	<p>宇治市、長洲町、須坂市、大阪府、京都府、兵庫県、和歌山県、大阪府、神奈川県、徳島県、萩市、特別区長会、直方市 (内閣府、文部科学省、厚生労働省)</p>	<p>① 保育所等の職員配置基準について、緊急時などやむを得ない場合に限り、保育士以外の者を保育士の代替とすることを可能とする。</p> <p>② 保育所等の職員配置基準について、児童の実年齢に応じて配置することを可能とする。</p> <p>③ 保育所等の居室面積基準について、特例的に「標準」として適用できる、現行の地域要件を緩和する。</p> <p>④ 児童発達支援センターにおける食事提供や、保育所・認定こども園等における満3歳未満児への食事提供について、自園調理に限らず外部搬入によることも可能とする等、食事提供の要件を緩和する。【26年及び28年フォローアップ案件含む】</p> <p>⑤ 一時預かり事業に係る人員配置要件について、利用児童数が少ない場合に、保育士に代わって、(1)又は(2)の人員配置で一時預かり事業を実施できるようにする。 ((1)保育士資格を有しないが十分な業務経験を有する者1名(2)子育て支援員研修修了者1名)</p> <p>※人員・面積基準は国家戦略特区において、外部搬入は、構造改革特区において、同旨の規制緩和を議論中</p>

重点事項について

1 子育て・介護・医療等

(1) 子育て

	提案	提案団体 (関係府省)	概要
2	放課後児童健全育成事業に係る「従うべき基準」等の見直し (児童福祉法) 【法律改正】	岐阜県、本巣市、中津川市、豊川市、半田市、出雲市、長洲町、全国知事会、全国市長会、全国町村会、栃木県、松山市、広島市 (文部科学省、厚生労働省)	全国的に放課後児童支援員の確保が困難であり、国が定めた基準通りに放課後児童クラブを運営することが困難なことから、その人員資格及び人員配置について、現在「従うべき基準」とされているものを「参酌すべき基準」等に見直す。 【28年フォローアップ案件含む】
			放課後児童支援員となるための認定資格研修の実施主体に指定都市を追加する。 【28年フォローアップ案件】
3	幼保連携型以外の認定こども園の認定等の権限の都道府県から中核市への移譲 (就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律) 【法律改正】	大阪府、京都府、兵庫県、和歌山県、関西広域連合、松山市 (内閣府、文部科学省、厚生労働省)	幼保連携型認定こども園の認可は中核市の権限となっているが、それ以外の認定こども園の認定等に係る事務(法第3条等、第7条、第8条、第29条、第30条)について、中核市に移譲する。

重点事項について

1 子育て・介護・医療等

(1) 子育て

	提案	提案団体 (関係府省)	概要
4	<p>子ども・子育て支援新制度 に関する見直し (子ども・子育て支援法) 【法律改正等】</p>	<p>箕面市、高岡市、和歌山県、橋本市、御坊市、紀の川市、岩出市、かつらぎ町、九度山町、湯浅町、有田川町、京都府、大阪府、兵庫県、徳島県、大阪市、神戸市、京都市、関西広域連 (内閣府、文部科学省、厚生労働省)</p>	<p>平成27年度に施行した子ども・子育て支援新制度について、保育所等の定員管理や支給認定の対象、関係する事務等を見直す。</p> <p>① 保育所や認定こども園等の設置者が定員を減少する際に、市町村長に対して行う「届出」について、「必要に応じて協議」とする。</p> <p>② 保育所や認定こども園等の定員設定や定員変更を行う場合の都道府県知事への「協議」について、「届出」とする。</p> <p>③ 年度当初時点で満2歳であり、年度途中で満3歳に達して1号認定される子どもについて、年度当初から支給認定できるようにする。</p> <p>④ 3号認定から2号認定への変更認定の時点を、満年齢到達時点ではなく、年度当初の4月1日など、一定の基準日に改める。</p>

重点事項について

1 子育て・介護・医療等

(1) 子育て

	提案	提案団体 (関係府省)	概要
5	子育て援助活動支援事業 (ファミリー・サポート・ センター事業)の実施要件 緩和 (子育て援助活動支援事業(ファミ リ－・サポート・センター事業) 実施要綱) 【要綱改正】	高知県 (厚生労働省)	<ul style="list-style-type: none"> ○ 子どもの預かりの場所について、援助を行う会員の自宅以外に、ファミリー・サ ポート・センターが借り上げた施設においても預かりを可能とする。 ○ 地域の実情に応じ、会員数について50人未満の実施を可能とする。
6	家庭的保育事業等における 連携施設の要件緩和 (児童福祉法) 【省令改正】	越谷市 (内閣府、厚生労 働省)	家庭的保育事業等が確保すべき連携施設の機能のうち、保育事業者等の病気・休 暇等の際に当該家庭的事業者によって保育を行う「代替保育の提供」について、任 意項目とする。

重点事項について

1 子育て・介護・医療等

(1) 子育て

	提案	提案団体 (関係府省)	概要
7	幼稚園を管理できる者の見直し (学校教育法、地方独立行政法人法) 【法律改正等】	奈良県 (総務省、文部科学省)	幼稚園に課されている設置者管理の制限を見直し、地方公共団体が設置する公立幼稚園の管理について、既存の私立幼稚園や地方独立行政法人等への業務委託を可能とする。
8	児童養護施設における医療的ケアの充実 (平成24年4月5日付雇児発第0405号第11号通知) 【通知改正】	兵庫県、滋賀県、京都府、和歌山県、鳥取県、徳島県、京都市 (厚生労働省)	児童養護施設における看護師の配置について、現行「医療的ケアを必要とする児童が15人以上」とされている基準を、小規模施設においても医療的ケア児を多く抱える現場の実態等に併せた基準に変更する。

重点事項について

1 子育て・介護・医療等

(1) 子育て

	提案	提案団体 (関係府省)	概要
9	児童扶養手当に関する 事務の見直し (児童扶養手当法) 【法律改正等】	奥州市 (厚生労働省)	児童扶養手当受給者が公的年金を遡及受給した際に、受給が重複する期間の児童扶養手当を返還する手続きについて、公的年金の遡及支給額から児童扶養手当の返還額を差し引いた額を支給できるようにする。
10	認定こども園等における 保育料に対する徴収権限 の強化 (児童福祉法) 【法律改正】	大阪市 (内閣府、文部科学省、厚生労働省)	認定こども園等において、税額の更正等により過年度分利用料を変更する場合等に、当該利用料の徴収方法について、地方公共団体が保護者から直接徴収を行えるようにする。

重点事項について

1 子育て・介護・医療等 (1) 子育て

	提案	提案団体 (関係府省)	概要
11	学校給食費の徴収に関する見直し (児童手当法、学校給食法、学校教育法、就学困難な児童及び生徒に係る就学奨励についての国の援助に関する法律、要保護および準要保護児童に対する就学援助費に係る事務処理要領、地方自治法) 【法律改正等】	伊丹市、徳島県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、和歌山県、鳥取県、京都市、関西広域連合、横浜市 (内閣府、総務省、文部科学省)	保育所等の保育料に係る児童手当からの特別徴収について、学校給食費等にも適用を拡大する。また、学校給食費等滞納金についても、自治体が強制徴収できるような制度の見直しを行う。
			学校給食を安定的に実施するため、経済的に困窮している世帯に実施している各種支援制度による就学援助費のうち学校給食費相当額について、保護者の委任状なしで直接学校等へ交付することを可能とする。
			住民の利便性の向上のため、学校給食費のコンビニ納付が可能となるよう、地方自治法施行令又は学校給食法に私人への徴収委託を可能とする規定を設ける。

重点事項について

1 子育て・介護・医療等 (2) 介護・医療等

	提案	提案団体 (関係府省)	概要
12	<p>サテライト型養護老人ホームの設置に係る「従うべき基準」の見直し (老人福祉法) 【省令改正】</p>	<p>滋賀県、兵庫県、和歌山県、鳥取県、徳島県 (厚生労働省)</p>	<p>効率的な養護老人ホームの整備を進めるため、サテライト型養護老人ホームを設置する際の本体施設として、介護老人保健施設、病院及び診療所に加えて、養護老人ホームも可能とする。</p> <p>【28年フォローアップ案件】</p>
13	<p>小規模多機能型居宅介護に係る「従うべき基準」の見直し (介護保険法) 【省令改正】</p>	<p>鳥取県、中国地方知事会、京都府、大阪府、兵庫県、和歌山県、徳島県、狛江市 (厚生労働省)</p>	<p>小規模多機能型居宅介護事業所の人材の不足を解消するため、日中の時間帯における通いサービスの従業者の員数の基準を緩和する。</p> <p>小規模多機能型居宅介護事業者の新規参入の促進及び円滑な業務の継承を図るため、代表者に係る要件（就任前の研修受講）を緩和する。</p>

重点事項について

1 子育て・介護・医療等 (2) 介護・医療等

	提案	提案団体 (関係府省)	概要
14	<p>訪問介護のサービス提供責任者の兼務に係る「従うべき基準」の見直し (介護保険法) 【省令改正】</p>	<p>八王子市、狛江市 (厚生労働省)</p>	<p>「訪問型サービスA（介護予防・日常生活支援総合事業）を行う事業所」の人材不足を解消するため、「指定訪問介護事業所（居宅サービス事業）」又は「従前の介護予防訪問介護に相当するサービス（介護予防・日常生活支援総合事業）を行う事業所」のサービス提供責任者が「訪問型サービスAを行う事業所」に従事することを可能とする。</p>
15	<p>介護サービス事業者の業務管理体制の整備に関する届出受理等事務の都道府県から中核市への移譲 (介護保険法) 【法律改正】</p>	<p>山口県、中国地方知事会、金沢市、九州地方知事会 (厚生労働省)</p>	<p>指定に係る事業所が一の中核市に所在する介護サービス事業者（地域密着型サービス事業のみを行う者を除く。）の業務管理体制の整備に関する届出の受理、立入検査等の事務・権限を都道府県から中核市に移譲する。</p> <p>※地域密着型サービス事業のみを行う者については市町村が実施。</p>

重点事項について

1 子育て・介護・医療等 (2) 介護・医療等

	提案	提案団体 (関係府省)	概要
16	介護支援専門員の登録に関する見直し (介護保険法) 【法律改正】	宮城県、山形県、 広島県 (厚生労働省)	介護支援専門員が専門員証を失効した状態で業務を行った場合における登録消除について、都道府県知事の裁量により消除しないことを可能とする。 介護支援専門員の登録消除後の欠格期間について、5年から短縮する。
17	へき地診療所における管理者の常勤要件の緩和 (医療法) 【通知改正】	兵庫県、多可町、 滋賀県、和歌山 県、鳥取県、徳 島県 (厚生労働省)	無床のへき地診療所において管理者の医師が診療所内に不在の場合であっても、代診医と連絡を取ることができるときには診療を可能とする。

重点事項について

1 子育て・介護・医療等 (2) 介護・医療等

	提案	提案団体 (関係府省)	概要
18	<p>喀痰吸引等業務に関する登録等事務の都道府県から指定都市への移譲 (社会福祉士及び介護福祉士法) 【法律改正】</p>	<p>広島市 (厚生労働省)</p>	<p>介護サービス事業所において、喀痰吸引等の業務が適切に行われているかを円滑に確認することができるように、喀痰吸引等業務に関する登録等の事務を都道府県から指定都市に移譲する。</p>
19	<p>介護福祉士試験の受験資格に関する見直し (社会福祉士及び介護福祉士法) 【省令改正】</p>	<p>京都府、大阪府、兵庫県、和歌山県、鳥取県、徳島県、京都市、長野県 (文部科学省、厚生労働省)</p>	<p>介護福祉士試験について、実務者研修の受講時間の見直し、福祉系高校で取得した福祉科目の単位の介護福祉士養成施設で取得が必要な単位への通算を可能とする。</p>

重点事項について

1 子育て・介護・医療等 (2) 介護・医療等

	提案	提案団体 (関係府省)	概要
20	生活保護制度関連の見直し (生活保護法) 【法律改正等】	九州地方知事会、 岐阜市、郡山市、 広島市、指定都 市市長会、千葉 市 (総務省、法務 省、厚生労働 省)	<p>指定都市の事務処理能力や事務の効率化、処分庁と審査庁が異なることによる受給者の分かりにくさといった観点を踏まえ、生活保護の決定等に関する審査請求に係る裁決権限を道府県から指定都市へ移譲する。</p> <p>申請の意思表示ができない等の状況にある成年被後見人であっても広く必要な保護を受けることができるよう、成年後見人による生活保護の申請を可能とする。</p> <p>不正受給の場合の徴収金と保護費の調整について、保護受給者の同意等があれば、その上限額の弾力的運用を可能とする。</p> <p>急迫の場合等において資力があるにもかかわらず保護を受けた場合の返還金について、①不正受給の場合の徴収金と同様に、あらかじめ保護費と調整すること(【28年フォローアップ案件】)及び②破産法における取扱い等管理の在り方(【27年フォローアップ案件】)、を検討し、その結果に基づいて必要な措置を講じる。</p>

重点事項について

1 子育て・介護・医療等 (2) 介護・医療等

	提案	提案団体 (関係府省)	概要
21	無料低額宿泊事業に係る 届出制の見直し (社会福祉法) 【法律改正】	指定都市市長会 (厚生労働省)	<p>無料低額宿泊所の設置・運営について、都道府県等が適切に指導・監督できるよう、「届出制」を「許認可制」に見直し、事業者が提供するサービス内容等について法律上の規定を設ける。</p> <p>(無料低額宿泊事業)</p> <p>社会福祉法に定める第二種社会福祉事業の一つ。生活困難者のために無料又は低額で施設を利用させるもので、事業を開始した時は都道府県知事等への届出が必要。</p> <p>※なお、第一種社会福祉事業は、許可制。</p>

重点事項について

1 子育て・介護・医療等

(3) 社会保障分野におけるマイナンバー利用

	提案	提案団体 (関係府省)	概要
22	<p>社会保障分野におけるマイナンバー利用事務について情報連携の項目を追加するよう見直し</p> <p>(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律) 【法律改正等】</p>	<p>九州地方知事会、九州・山口各県の全市町村、千葉県、豊田市 (内閣官房、内閣府、総務省、厚生労働省)</p>	<p>社会保障分野におけるマイナンバー利用事務について、以下の事務に関し、マイナンバー制度による情報連携の項目を追加する。</p> <p>① 措置入院患者等の費用徴収事務について地方税関係情報を追加【28年フォローアップ案件含む】</p> <p>② 予防接種事務について身体障害者手帳関係情報等を追加</p> <p>③ 社会保障等給付事務について療育手帳関係情報等を追加【28年フォローアップ案件含む】</p>

重点事項について

2 地方創生分野

(1) 地域交通・まちづくり

	提案	提案団体 (関係府省)	概要
23	地域公共交通に係る制度・運用の見直し (道路運送法等) 【通知改正等】	兵庫県、洲本市、鳥取県、滋賀県、京都府、和歌山県、徳島県、京都市、堺市、新潟市、上越市、岡山県、広島県、山口県、全国知事会、全国市長会、全国町村会、中国地方知事会(警察庁、国土交通省)	<p>これまでの道路運送法や地域公共交通活性化再生法の改正等により、地方公共団体が主体となって、地域公共交通会議等で協議・合意形成を図ることにより、地域の実情に合った地域公共交通を実現することとされた。</p> <p>こうした取組をより一層推進することが可能となるよう、地域公共交通会議や自家用有償運送等に関して制度・運用の見直しを行う。</p>
24	自動車運転代行業に係る指導・監督制度の見直し (自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律) 【法律改正】	静岡県(警察庁、国土交通省)	<p>「自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律」において、条例等で損害賠償責任保険の保険料の支払い状況の報告の義務化や最低利用料金を規定することを可能とする等、自動車運転代行業の安全と質を確保し、利用者の保護を図るため、都道府県が適切な指導・監督を行える仕組みに見直す。</p>

重点事項について

2 地方創生分野

(1) 地域交通・まちづくり

	提案	提案団体 (関係府省)	概要
25	道路占用許可に係る基準の弾力化 (道路法) 【法律改正】	広島市 (国土交通省)	道路の占用許可は、道路の敷地外に余地がなくやむを得ない場合に限って行うことができるが、道路管理者が、道路交通に支障がなく、占有させることが適切と認める場合には、無余地性の基準にかかわらず、許可することが可能となるよう、道路占用許可基準を弾力化する。
26	駅前広場等における立体道路制度の道路の適用要件の緩和 (道路法、都市計画法、建築基準法) 【法律改正】	特別区長会 (国土交通省)	駅前広場等において立体道路制度を活用したまちづくりを可能とするため、同制度が活用できる道路として自動車専用道路及び特定高架道路等に限定されている適用要件を緩和する。

重点事項について

2 地方創生分野

(1) 地域交通・まちづくり

	提案	提案団体 (関係府省)	概要
27	駐車場出入口設置に係る 規制緩和 (駐車場法) 【政令改正】	長崎市、指定都 市市長会 (警察庁、国土交 通省)	路外駐車場の出入口を設置できないとされている「道路のまがりかどから五メートル以内の部分(【28年フォローアップ案件】)」、「安全地帯が設けられている道路の当該安全地帯の左側の部分及び当該部分の前後の側端からそれぞれ前後に十メートル以内の部分」及び「路面電車の停留場を表示する標示柱または標示板が設けられている位置から十メートル以内の部分」について、安全や交通渋滞の防止等の観点から、一定の場合、路外駐車場の出入口を設置できるよう規制を緩和する。
28	町村の都市計画に係る都道 府県同意の廃止 (都市計画法) 【法律改正】	酒々井町、全国 町村会 (国土交通省)	町村の都市計画決定に必要な都道府県の同意(市は協議)を廃止し、協議のみとする(市と同様の制度とする。) 【26年フォローアップ案件】

重点事項について

2 地方創生分野

(1) 地域交通・まちづくり

	提案	提案団体 (関係府省)	概要
29	給水区域の縮小に係る許可 基準の明確化 (水道法) 【通知改正】	豊田市 (厚生労働省)	水道事業者が給水区域の縮小を行う場合に必要となる厚生労働大臣の許可基準を 明確化する。
30	甲種農地の転用等の許可に 係る要件の緩和 (農地法、土地収用法) 【法律改正】	宮城県、広島県 (農林水産省、国 土交通省)	甲種農地(※)に係る転用等の許可について、現行、土地収用法に基づく事業認定 の告示が許可の要件とされているが、地権者等から反対がない等により事業認定の 告示がされない場合でも、甲種農地の転用等の許可を可能とする。 ※市街化調整区域内の土地改良事業等の対象となった農地(土地改良事業完了後 8年以内)等、特に良好な営農条件を備えている農地

重点事項について

2 地方創生分野

(2) 地域資源の利活用等

	提案	提案団体 (関係府省)	概要
31	所有者不明土地・空家等の 適正管理に係る見直し (所有者の所在の把握が難しい土地に関する探索・利活用のためのガイドライン、空家等対策の推進に関する特別措置法) 【法律改正等】	中津川市、兵庫県、洲本市、和歌山県、鳥取県、徳島県、堺市 (内閣官房、総務省、法務省、農林水産省、国土交通省)	公共事業による土地の利活用の推進のため、長期間相続登記がなされていないなど所有者を特定することが困難な土地について、地方公共団体が所有者不明のまま土地利用権を設定し、必要な施設整備を行うことができる仕組みを構築する等の手続きの簡素化を行う。
			空家の管理について、法定相続人間で管理者を定めることが難しい場合は、地方公共団体が法定相続人の中から管理責任者を指定できるようにすることで、空家の適正管理を促す。
32	地方公共団体が独自に整備した住宅の公営住宅への転用を可能とする規制緩和 (公営住宅法、地方自治法) 【法律改正】	掛川市、袋井市、埼玉県 (総務省、国土交通省)	現在、公営住宅の整備手法は、建設、買取り、借上げに限定されているが、再開発住宅など地方公共団体が公営住宅法に基づかずに独自に整備した住宅についても、公営住宅に転用し、公営住宅法の適用を受けることを可能とする。 それにより、地方公共団体が独自に整備した住宅等についても、公営住宅法に基づく管理代行制度等の活用を可能とする。

重点事項について

2 地方創生分野

(2) 地域資源の利活用等

	提案	提案団体 (関係府省)	概要
33	<p>公有地の拡大の推進に関する法律に基づき取得した土地の利用に関する規制の緩和 (公有地の拡大の推進に関する法律) 【政令改正】</p>	<p>指定都市市長会 (国土交通省)</p>	<p>公有地の拡大の推進に関する法律の手続により取得した土地について、利用制限を緩和する。 【28年フォローアップ案件】</p>
34	<p>P F I 事業により将来の用途廃止が確定している行政財産（土地）に係る売払い制限の緩和 (地方自治法) 【法律改正】</p>	<p>愛知県 (総務省)</p>	<p>行政サービスを提供する施設の建替整備をPFI事業として実施し、施設の集約化等を図るに当たり、建替終了後に余剰地となることが確定している行政財産(土地)について、既存の家屋による行政サービスの提供が継続されている間においても、売払いを可能とする。</p>

重点事項について

2 地方創生分野

(2) 地域資源の利活用等

	提案	提案団体 (関係府省)	概要
35	<p>市民農園を開設できる者の要件の緩和 (市民農園整備促進法、特定農地貸付けに関する農地法等の特例に関する法律) 【省令改正】</p>	<p>多可町 (農林水産省、国土交通省)</p>	<p>市民農園の開設主体となることができる者は、現行、個人又は法人に限定されているが、自治会や集落営農組織等の任意団体についても開設主体となることを可能とする。</p>
36	<p>農業集落排水処理施設で排水処理が可能な業種の拡大 (尿尿と合併して処理することができる雑排水の取り扱いについて、合併処理浄化槽により処理可能な雑排水の取扱いについて) 【通知改正】</p>	<p>兵庫県、多可町、滋賀県、京都府、和歌山県、鳥取県、京都市、関西広域連合 (農林水産省、国土交通省、環境省)</p>	<p>地域資源を活用した6次産業化の推進のため、畜産食料品製造業や酒類製造業等の事業場排水について、その排出量や性状及び特性を踏まえ、農業集落排水処理施設で排水処理が可能な業種として追加する。</p>

重点事項について

2 地方創生分野

(2) 地域資源の利活用等

	提案	提案団体 (関係府省)	概要
37	<p>土壤汚染のおそれがない土地の形質変更などに関し、土地の所有者等から都道府県知事への届出義務を廃止 (土壤汚染対策法) 【省令改正】</p>	栃木県 (環境省)	<p>通常、人が踏み入らない保安林で行われる治山工事や、他の調査など既存の知見により汚染のないことが明らかになっている土地で行われる工場建設等について、森林の公益的機能の速やかな向上や企業活動の活性化等を図るため、土地の所有者等から都道府県知事への届出を不要とする。</p>
38	<p>国定公園の公園計画の変更について、施設の業態変更等軽微な変更の場合に係る事務権限の国から都道府県への移譲等 (自然公園法) 【法律改正】</p>	千葉県 (環境省)	<p>国定公園において、経営危機にある公園計画に位置付けられた施設を再建するに当たり、投資を呼び込むための機動的な対応を可能とするため、同計画には位置付けられていない業態への変更等軽微な計画変更の場合は、都道府県に判断権限を移譲するなど、速やかに計画変更する制度構造とする。</p>

重点事項について

2 地方創生分野

(2) 地域資源の利活用等

	提案	提案団体 (関係府省)	概要
39	<p>文化財保護、博物館等を地方公共団体の選択により、教育委員会から首長部局へ移管すること等を可能とする規制緩和</p> <p>(地方教育行政の組織及び運営に関する法律等) 【法律改正】</p>	<p>鳥取県、山口県、徳島県、大分県、北海道、群馬県、九州地方知事会 (内閣官房、文部科学省)</p>	<p>現在、教育委員会が所管することとなっている文化財保護、博物館等について、観光振興や産業振興を担う首長部局で一体的に実施することで、様々な分野と連動した文化資源の活用等を図ることができるよう、地方公共団体の選択により首長部局へ移管することを可能とする。</p> <p>また、災害により毀損した文化財等の復旧事業について、一定の場合、地方公共団体の判断の下、事業着手できるようにすること。</p> <p>【26年フォローアップ案件含む】</p>
40	<p>奨学金を活用した大学生等の地方定着促進制度の見直し</p> <p>(地方創生枠の要件等に関する手引) 【手引改正】</p>	<p>香川県 (文部科学省)</p>	<p>日本学生支援機構の無利子奨学金を活用して大学生等の地方定着等を促進するための「地方創生に係る特別枠(地方創生枠)」の推薦について、「在学採用」に加え、「予約採用」も対象とすることを可能とする。</p>

重点事項について

3 防災・安全

	提案	提案団体 (関係府省)	概要
41	<p>大規模災害時において都道府県と区域内市区町村が一体となって被災地方公共団体への支援を行うことを可能とするよう見直し (災害対策基本法) 【法律改正】</p>	九州地方知事会 (内閣府、総務省)	<p>大規模災害時において、被災地方公共団体から応援を求められた都道府県が区域内市区町村に応援を求めることを可能とすることにより、都道府県と区域内市区町村が一体となって被災地方公共団体への支援を行うことを可能とする。</p>
42	<p>災害援護資金の貸付利率を条例で引き下げることが可能とするよう見直し (災害弔慰金の支給等に関する法律) 【法律改正】</p>	岩泉町 (内閣府)	<p>市町村が災害により被害を受けた世帯に対して貸し付ける災害援護資金の貸付利率(法律上年3%と明記)を市町村が条例で引き下げることが可能とする。</p>

重点事項について

3 防災・安全

	提案	提案団体 (関係府省)	概要
43	罹災証明制度の見直し (災害対策基本法) 【通知改正】	由布市、大分市、 中津市、日田市、 佐伯市、臼杵市、 竹田市、豊後高田 市、杵築市、宇佐 市、豊後大野市、 国東市、日出町、 九重町、玖珠町、 姫島村 (内閣府、金融庁、 財務省)	罹災証明に係る被害認定調査について、民間保険会社との調査方法の統一、連携 による調査の実施、調査結果の相互活用を可能とすること等の見直しを行う。
44	地方公共団体等が実施する 災害ボランティアツアーに 係る旅行業法の適用除外 (旅行業法) 【法律改正】	兵庫県、滋賀県、 京都府、和歌山 県、京都市 (国土交通省)	実費相当の参加費を徴収して、地方公共団体及び社会福祉協議会が実施する災害 ボランティアツアーについては、旅行業法の適用除外とする。

重点事項について

3 防災・安全

	提案	提案団体 (関係府省)	概要
45	<p>河川管理施設の維持又は操作等の委託を受けることができる者の要件の見直し (河川法) 【政令改正等】</p>	宮城県 (国土交通省)	<p>河川管理者が河川管理施設の維持・管理等を委託する場合、現在は、操作を伴う河川管理施設の管理等の委託先は関係地方公共団体に限定されているが、民間企業や地元自治会への委託も可能とする。</p>
46	<p>新技術等を活用した橋梁点検を可能とするための点検手法等の見直し (道路法) 【省令改正】</p>	徳島県、豊田市 (国土交通省)	<p>橋梁等の点検については、近接目視により5年に1回の頻度で実施することを基本とされているが、効率的かつ安全性の高い橋梁点検を可能とするため、小型無人機等の新技術を活用した点検手法を導入し、地方の実情に沿った頻度で点検できるよう点検手法等を多様化・弾力化する。</p>

重点事項について

3 防災・安全

	提案	提案団体 (関係府省)	概要
47	<p>国土交通大臣の承認を受けたドローン等無人航空機の飛行に係る制度の見直し (航空法) 【法律改正等】</p>	<p>忍野村、市川三郷町、早川町、身延町、南部町、富士川町、昭和町、道志村、西桂町、山中湖村、鳴沢村、富士河口湖町、小菅村、丹波山村 (国土交通省)</p>	<p>ドローン等無人航空機の飛行方法に係る大臣承認に関して、飛行空域となる当該市町村に対し、当該承認に関する情報を共有するとともに、承認を受けた無人航空機の飛行であっても、観光客等に著しく影響を及ぼすことが明白である悪質な飛行を確認した場合には、当該市町村が現場で飛行方法の注意や中止を求めることを可能とする。</p>

重点事項について

4 その他（地方公共団体の事務の見直し）

	提案	提案団体 (関係府省)	概要
48	<p>原体を製造・輸入する毒物劇物製造業・輸入業の登録等事務の国から都道府県への移譲 (毒物劇物取締法) 【法律改正】</p>	<p>九州地方知事会、 栃木県 (厚生労働省)</p>	<p>毒物及び劇物の原体の製造業及び輸入業に係る登録等の事務を国から都道府県に移譲する。</p> <p>※ 製剤の製造（小分け含む。）又は原体の小分けのみを行う製造業及び製剤の輸入業に係る登録等の事務は都道府県が実施</p>
49	<p>都道府県経由事務の見直し (自転車競技法、建設業法、不動産の鑑定評価に関する法律) 【法律改正】</p>	<p>富山県、神奈川県、愛知県、埼玉県、九州地方知事会 (経済産業省、国土交通省)</p>	<p>国に対して行う以下の申請等について、申請者等の利便性向上や、地方公共団体の事務負担軽減のため、都道府県経由の義務付けを廃止する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・競輪に係る開催届 ・建設業許可申請等 ・不動産鑑定士試験の受験申込【28年フォローアップ案件】

重点事項について

4 その他（地方公共団体の事務の見直し）

	提案	提案団体 (関係府省)	概要
50	<p>教育委員会から委任を受けた事務に関して教育長が行った処分に係る審査庁の明確化</p> <p>（地方教育行政の組織及び運営に関する法律） 【法律改正】</p>	<p>塩尻市 (文部科学省)</p>	<p>教育委員会から委任を受けた事務に関して教育長が行った処分について、行政不服審査法による審査請求の審査庁を明確にする。</p>
51	<p>通知カードの住所変更に係る追記事務の見直し</p> <p>（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律） 【通知改正】</p>	<p>豊田市 (総務省)</p>	<p>通知カードの住所変更に係る追記事務の負担軽減について、制度の運用実態や市町村の意向に係る調査を行った上で、国民の利便性にも十分配慮しつつ、その結果を踏まえて見直しを行う。</p> <p>【28年フォローアップ案件】</p>